

都道府県知事・政令市市長 殿

環境省環境管理局長

石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）

本年6月29日以降、石綿製品製造工場での作業歴のある従業員等に中皮腫等の健康被害が多発していることが関係企業から公表されている。これを契機に、石綿の大気環境中への飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっている。このような状況を受け、国民の不安を払拭するため、下記のように石綿の大気環境中への飛散防止対策の一層の徹底をお願いする。

記

（1）工場対策

石綿製品製造工場からの石綿の大気環境中への飛散の防止については、平成元年より、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん（石綿）発生施設に対する規制措置を講じているところであり、施設の設置等の届出、敷地境界基準の遵守等、規制措置の徹底に一層努められるようお願いする。

また、これまでに、特定粉じん発生施設に立入検査をし、敷地境界の石綿濃度を測定した場合又は事業者が行った測定結果を徴収した場合には、その測定結果について当職あてに報告をお願いする。大気汚染防止法による規制施行以前に任意に測定した例がある場合にも同様に報告をお願いする。

（2）建築物の解体等対策

今回の事案を契機に、今後増加が見込まれる石綿含有建築物の解体等についての懸念も高まっている。

石綿含有建築物の解体又は改造に伴う石綿の大気環境中への飛散の防止については、平成9年より、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん排出等作業に対する規制措置を講じているところであり、解体等の届出、作業基準の遵守等、規制措置の徹底に一層努められるようお願いする。

また、解体等施工業者に対し、建築物の解体等の際には石綿含有の有無の事前調査を行うよう指導するほか、労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握し、又はあらかじめ石綿含有建築物の所在を把握する等、解体等の届出に遺漏なきようお願いする。

（3）大気環境モニタリング

現在の大気環境中の石綿濃度については、石綿製品の製造等が原則禁止となっていることに加え、大気汚染防止法に基づく排出規制が行われていることに鑑み、周辺住民の健康に問題のない程度と考えられる。しかしながら、石綿製品製造工場又は石綿含有建築物の解体等に関して周辺住民の懸念が強い場合には、必要に応じて、これら周辺の大気環境中の石綿濃度を測定し、周辺住民の懸念に積極的に対応されることをお願いする。なお、測定した場合においては、その測定結果について、当職あてに報告をお願いする。

## 石綿に係る大気汚染防止法の規制等について

平成 17 年 7 月  
環境省環境管理局大気環境課

石綿（アスベスト）に係る対策としては、労働災害防止の観点からは労働安全衛生法に基づく規制等が行われ、工場・事業場等から一般大気への飛散については大気汚染防止法による規制等が行われている。

このうち、大気汚染防止法の規制等については以下のとおり。

### 1. 石綿に係る大気汚染防止法の規制

平成元年の改正で、特定粉じん（石綿が指定されている。）発生施設が、また平成8年の改正で、特定粉じん排出作業が規制されることとなった。

#### (1) 規制対象となる施設及び作業

##### ○特定粉じん発生施設（平成元年法改正）

工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん（石綿）を発生する施設のことをいい、施設は解綿用機械、混合機等9種類に分けられて定められている。

（平成15年度における届出施設数 929施設（158工場・事業場））

##### ○特定粉じん排出等作業（平成8年法改正）

吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業等のことをいい、具体的には、耐火建築物又は準耐火建築物を解体、改造又は補修する作業のうち、①当該建築物の延べ面積が500m<sup>2</sup>以上であり、かつ、②解体、改造又は補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50m<sup>2</sup>以上である作業が規制対象となる。

#### (2) 規制基準

##### ○特定粉じん発生施設…敷地境界基準

環境大臣が定める測定法（平成元年環境省告示第93号）により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であること。

##### ○特定粉じん排出等作業…作業基準

作業種類（解体、改造又は補修）ごとに、隔離、集じん装置設置、湿潤化等の作業基準を遵守すること。

#### (3) 規制基準遵守のための措置

##### ○特定粉じん発生施設

規制対象となる施設を設置又は変更しようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。届出受理から60日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。

また、都道府県知事は、施設の構造等の改善命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

### ○特定粉じん排出等作業

規制対象となる作業をしようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。届出受理から14日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。

また、都道府県知事は、作業基準の適合命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

## 2. クボタの工場の大気汚染防止法に係る状況

兵庫県からの報告によると以下のとおり。

○クボタの工場には、規制対象施設が設置されていたが、平成8年に廃止届出がされている。

○法規制開始（平成元年）以降、クボタは、毎年2回以上敷地境界において自主測定を実施してきた。石綿濃度は0.05～2.29本/リットルで、敷地境界基準を大きく下回っていた。

○平成2年6月に兵庫県がこの工場に立入り、敷地境界線4箇所濃度測定をしたところ、石綿濃度は0.33～0.73本/リットルで、敷地境界基準を大きく下回っていた。

## 3. 環境大気中の石綿モニタリング結果

○環境省が平成7年度に実施した環境大気中の石綿モニタリングの結果は以下のとおり。

- ・石綿製品製造事業所等散在地域で0.29本/L
- ・道路沿線で0.42本/L
- ・住宅、商工業、農業地域で0.23本/L
- ・全体平均で0.34本/L

○また、環境省が昭和56～平成5年度に、同一の石綿製品事業所等散在地域において連続して実施した、環境大気中の石綿モニタリングの結果は以下のとおり。

年度	平均値（検体数）
昭和56～58年度	1.72(6)
60年度	1.23(12)
62年度	1.41(12)
平成元年度	0.35(12)
3年度	0.49(12)
5年度	0.33(12)

単位：本/L

○いずれも敷地境界基準の10本/Lを大幅に下回っており、問題は生じていないと認識している。

平成17年7月12日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

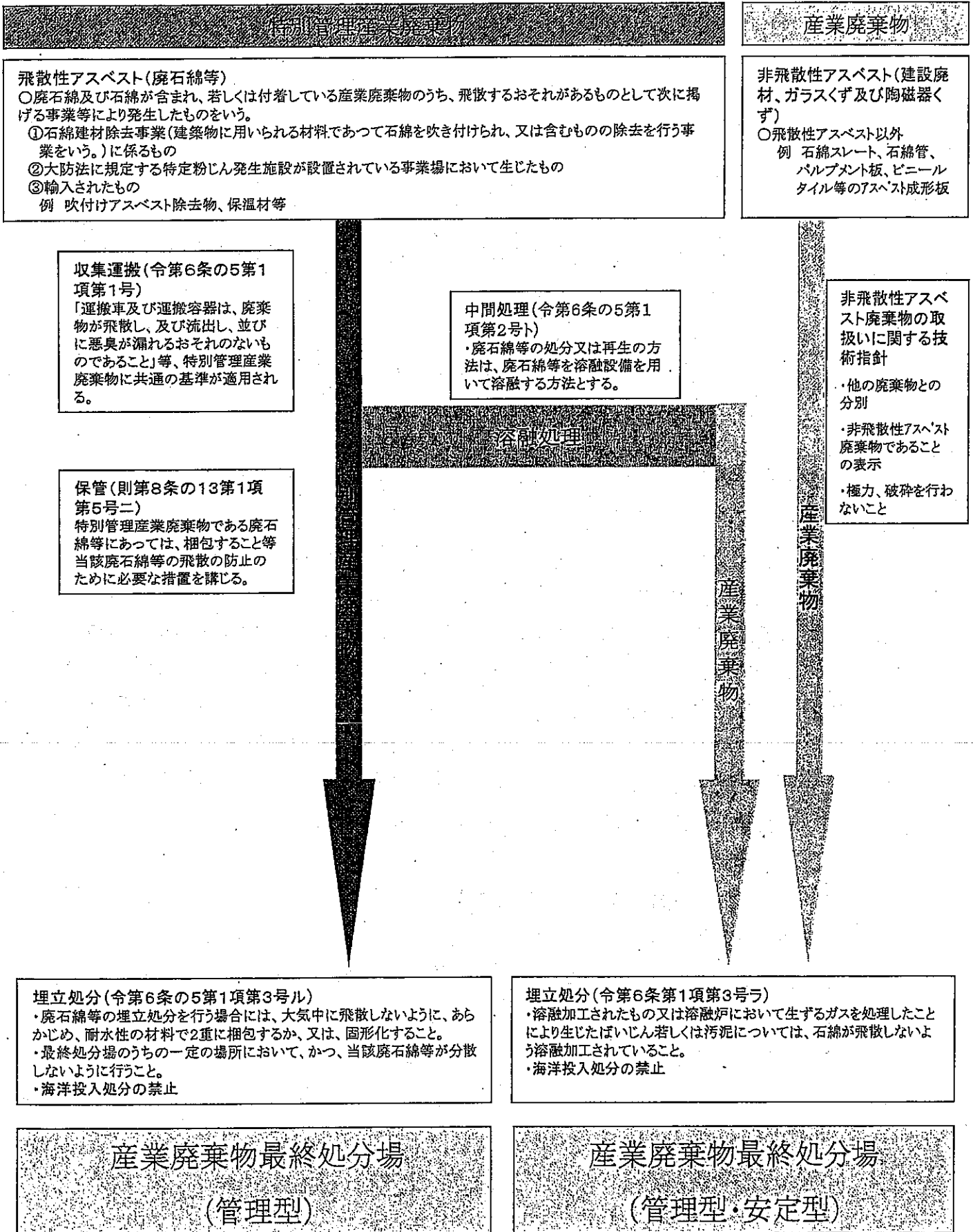
廃石綿等の適正処理の徹底について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

飛散性を有する廃石綿等の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、特別管理産業廃棄物として収集、運搬、処分等の基準が定められ、適正に処理されるよう指導いただいているところである。また、特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性の廃石綿についても解体工事等により排出されることから、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」（平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）の別添「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」により、その適正な処理を図っていただいているところである。

最近、石綿製品製造従事者等の石綿による死亡例が報道され、石綿の飛散に伴う人の健康への影響等に関する不安が国民に広まっていることから、貴職におかれては、上記の規制・指針等により廃石綿等の適正処理が確保されるよう、大気環境部局、建築部局等とも必要に応じ連絡をとり、排出事業者、廃棄物処理業者等の関係者に対する指導の徹底に努められたい。

# ＜アスベスト廃棄物処理フロー＞



**特別管理産業廃棄物**

飛散性アスベスト(廃石綿等)  
 ○廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業等により発生したものをいう。  
 ①石綿建材除去事業(建築物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの  
 ②大防法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの  
 ③輸入されたもの  
 例 吹付けアスベスト除去物、保温材等

**産業廃棄物**

非飛散性アスベスト(建設廃材、ガラスくず及び陶磁器くず)  
 ○飛散性アスベスト以外  
 例 石綿スレート、石綿管、バルブメント板、ビニールタイル等のアスベスト成形板

**収集運搬(令第6条の5第1項第1号)**  
 「運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること」等、特別管理産業廃棄物に共通の基準が適用される。

**中間処理(令第6条の5第1項第2号)**  
 ・廃石綿等の処分又は再生の方法は、廃石綿等を溶解設備を用いて溶解する方法とする。

**非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針**  
 ・他の廃棄物との分別  
 ・非飛散性アスベスト廃棄物であることの表示  
 ・極力、破碎を行わないこと

**保管(則第8条の13第1項第5号ニ)**  
 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置を講じる。

**溶解処理**

**埋立処分(令第6条の5第1項第3号ル)**  
 ・廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、耐水性の材料で2重に梱包するか、又は、固形化すること。  
 ・最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。  
 ・海洋投入処分の禁止

**埋立処分(令第6条第1項第3号ラ)**  
 ・溶解加工されたもの又は溶解炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう溶解加工されていること。  
 ・海洋投入処分の禁止

**産業廃棄物最終処分場**  
 (管理型)

**産業廃棄物最終処分場**  
 (管理型・安定型)